

奈良県立医科大学大学院看護学研究科長期履修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学大学院学則第29条第3項に基づき、大学院看護学研究科における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修を希望し、看護学研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）にあつては標準修業年限（2年）、看護学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあつては標準修業年限（3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者は、博士前期課程看護学コース又は博士後期課程の入学資格を有する者のうち、職業を有する者とする。

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、本学大学院の入学前の所定の時期までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) その他本研究科が必要と認める書類

(許可)

第4条 長期履修の許可は、博士前期課程にあつては博士前期課程委員会、博士後期課程にあつては博士後期課程委員会の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の規定により長期履修を許可した場合は、標準修業年限を越える履修期間については授業料を徴収しないものとする。

(長期履修の期間)

第5条 長期履修できる期間の限度は、博士前期課程にあつては3年、博士後期課程にあつては6年とする。

2 長期履修学生が長期履修期間の短縮を希望する場合は、次に掲げる書類を各年次の12月1日から12月20日までに学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- (1) 長期履修期間変更申請書（様式第2号）
- (2) その他本研究科が必要と認める書類

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この規程は、平成26年10月2日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月入学者より適用する。

附則

この規程は、令和5年9月4日から施行する。

ただし、改正前の規定による本学大学院看護学研究科修士課程の入学者については、なお従前の例による。